

# 第1編 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2

## 第1編 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

日本全体の出生数は減少し続け、少子化が進んでいます。国は、平成6年に「出生率の動向」を踏まえた対策としてエンゼルプランを、また平成11年には「総合的な少子化対策」として新エンゼルプランを策定しました。しかしこれらの取り組みにも関わらず、平成15年の合計特殊出生率は過去最低の1.29を記録しました。急速な少子化の進行については、未婚化や晩婚化に加えて「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな要因が指摘されており、その根底には、子育てにおける経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなどの問題があると考えられています。

そこで、これまでの保育を中心とした「仕事と子育ての両立支援（待機児童ゼロ作戦）」対策に加え、「男性の働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」を重点的に推進することとし、少子化の流れを変えるためのもう一段の対策として「次世代育成支援対策推進法」（以下「法」という）を制定しました。法では、子育てについては保護者や家庭が責任を有するという基本的な考えのもとに、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して、次世代育成支援対策が行われなければならないとしています。この法に基づき、地方公共団体及び企業は、今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することになりました。

本市においては、エンゼルプラン等の考え方に基づき、平成11年に10か年計画の「西宮市児童育成計画」を策定し、子育て総合センターの整備や保育所等の待機児童数を減らすなど、さまざまな施策を行い、“子育てするなら西宮”をめざしてきました。現在、本市は子育て世代の大幅な転入増などにより子どもの数が増えています。いずれ来る少子化の時代へ向けて、いままで以上に子育て世代を対象とした施策が必要になってきています。

そこで、子どもやすべての子育て家庭、また、みんなが暮らしやすいまちの実現に向け、「西宮市次世代育成支援行動計画」を策定します。

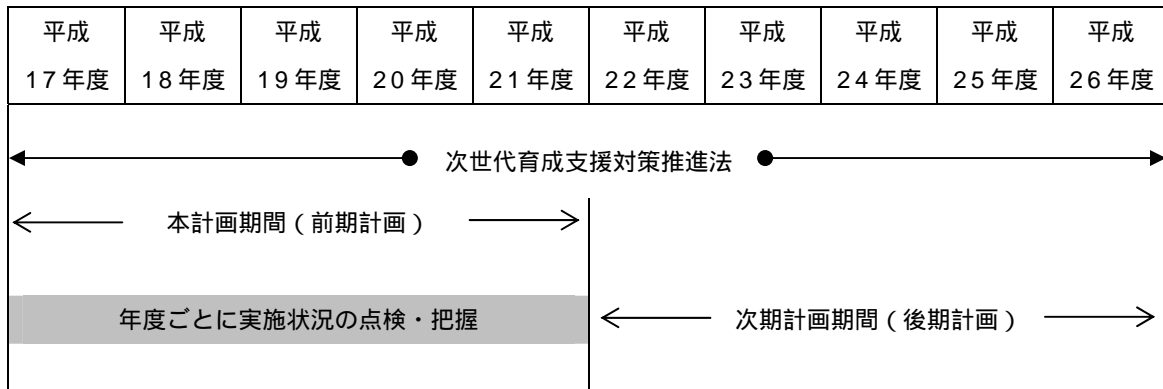
合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものをいい、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当するもの。

### 2. 計画の位置づけ

この行動計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、現行の「西宮市児童育成計画」を引き継ぐ計画として策定します。また、西宮市の子育て施策を総合的・一体的に進めるため、「総合計画」など既存計画と整合性を保ちながら推進していきます。

### 3. 計画の期間

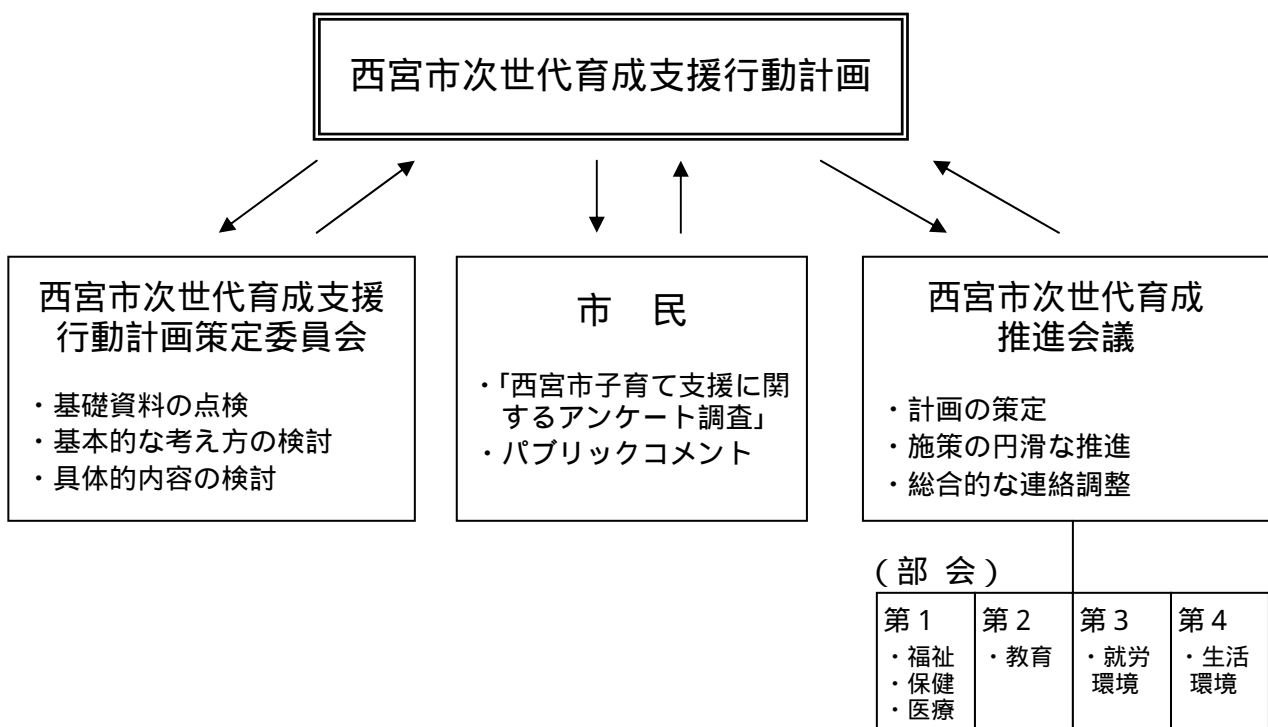
平成17～21年度までの5年間の前期計画期間とします。後期5年間の計画については、前期計画に係る必要な検証を行い、さらに社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、西宮市の状況等に迅速に対応して策定するものとします。また、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検した上で公表します。



### 4. 計画の策定体制

行動計画を策定するにあたり、幅広いご意見やご提言をいただくため、学識経験者、関係団体等の代表者、公募市民からなる「西宮市次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置するとともに、全庁的な組織「西宮市次世代育成推進会議」を設置しました。

また、市民の方のご意見等をいただくため、アンケート調査、パブリックコメントを実施しました。



## 第2編 計画の基本的な考え方

1	基本的な視点	3
2	基本理念	3
3	基本目標	4
4	計画の体系	5
5	次世代育成支援に関わる西宮市の 「現状と課題」及び「計画の重点施策」	7
6	西宮市が取り組む重点施策と 子育て支援サービスの目標事業量	8

## 第2編 計画の基本的な考え方

### 1. 基本的な視点

#### (1) 子どもの幸せを第一に考えます

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、健やかに成長する権利の保障など、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

#### (2) 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て中の家庭が感じる精神的・肉体的負担感や子育てに要する経済的負担、子育てと仕事の両立の難しさなど、結婚や子育てをとりまく不安やマイナス要因を取り除き、家族を持つこと、子育てすることを楽しく思えるまちづくりを、福祉、教育、保健、医療など幅広い分野で進めていきます。

#### (3) まち全体で子どもを育みます

まちを構成している多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの健全な成長と家庭の子育てを支えるための環境づくりを、家庭、地域、学校、企業、行政などまち全体で協力しながら進めていきます。

### 2. 基本理念

子どもが輝くまち・人にやさしいまち 西宮へ  
～ 子育てするなら西宮 ～

わたしたちは、すべての人にやさしい“共生のまち”をめざします。そして、子どもの思いや意見を尊重し、すべての子育て家庭を支えるために、“子どもたちがいきいきと輝くまち”、“子育てが楽しく思えるまち”、“子育てを地域全体で進めるまち”をつくることに努めます。

### 3. 基本目標

基本理念の“子どもが輝くまち・人にやさしいまち 西宮へ”を実現するため、次の基本目標を掲げ、子どもの健全な成長やすべての家庭の子育てを支えるための環境づくりを市民とともに進めていきます。

#### (1) すべての家庭の子育てを支えるまちづくり

多様な家庭環境に配慮しながら、子育てについての悩みや不安、負担感の軽減に向けた各種の支援施策・サービスの充実に努めます。また、子育て家庭や地域住民による、子どもの健全育成や子育てを支えるための活動、世代間交流などの自主活動を支援し、その活性化を図ります。

#### (2) 母と子の健康を支えるまちづくり

親の育児に対する不安を軽減し、のびのびと安心して子育てを楽しみ、子どもに愛情を注げるよう、母子保健事業をはじめ、ひろく子育て家庭や次代を担う子どもを対象とした保健・医療事業の充実に努めます。

#### (3) 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

男女が共に協力し子どもを生み育て働くことができるよう、多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実に努めるとともに、企業等と連携しながら、仕事と家庭のバランスがとれるような働き方の見直しを行うなど、子育てと仕事が両立しやすい環境づくりに取り組みます。

#### (4) ゆとりある教育の実現と健全育成のまちづくり

次代を担う子どもたちが、いのちを大切にし、人権を尊重する意識を高め、豊かな個性を伸ばすとともに社会の変化に対応できるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、ゆとりある教育を推進します。

また、家庭や地域の子育て力を高めるため、幅広い情報と学習機会の提供に努めます。

#### (5) 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

安全な日常生活の確保と快適な住環境の整備のため、バリアフリーなど公共施設の整備に努めるとともに、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

## 4. 計画の体系

### 1部 すべての家庭の子育てを支えるまちづくり

- 1章 子育て支援制度・支援サービスの充実
  - 子育てについての相談体制を充実します
  - 子育ての交流支援を進めます
  - 在家庭における子育てを支援します
  - 子育て支援コーディネートに総合的に取り組みます
  - 子育て家庭への経済的な支援を行います
- 2章 地域で子どもを育む環境づくり
  - 市民との協働で進める子育て支援を充実します
  - ふれあい・体験等を通じた育成活動を推進します
  - 子どもの居場所・遊び場づくりを進めます
- 3章 子どもの権利を守る取り組みの推進
  - 子どもの権利を擁護する取り組みを進めます
  - 児童の虐待を防止する取り組みを進めます
  - 母子家庭等の自立を支援します
  - 障害児施策を充実します

### 2部 母と子の健康を支えるまちづくり

- 1章 子どもや母親の健康の確保
  - 健康診査および健康教育・相談を拡充します
  - 育児不安を解消するため、健康相談・訪問指導等を充実します
  - 感染症の予防および事故防止のための取り組みを進めます
- 2章 食育の推進
  - 子どもの食生活に関する学習機会や情報の提供を行います
  - 子どもたちに食事づくり等の体験学習を提供します
  - 妊娠期における食生活に関する学習機会や情報の提供を行います
- 3章 思春期保健対策の充実
  - 性に関する正しい知識の普及や相談等の取り組みを進めます
  - 喫煙や薬物等に関する教育や指導等の取り組みを進めます
  - 学童期・思春期における心の問題への取り組みを進めます
- 4章 小児医療の充実

### 3部 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

- 1章 保育サービスの充実
  - 保育所の待機児童を解消します
  - 多様な保育サービスの充実を図ります
  - 保育所保育の充実を図ります
  - 保育サービスの質の向上をめざします
- 2章 留守家庭児童育成センターの充実
- 3章 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

4部 ゆとりある教育の実現と健全育成のまちづくり

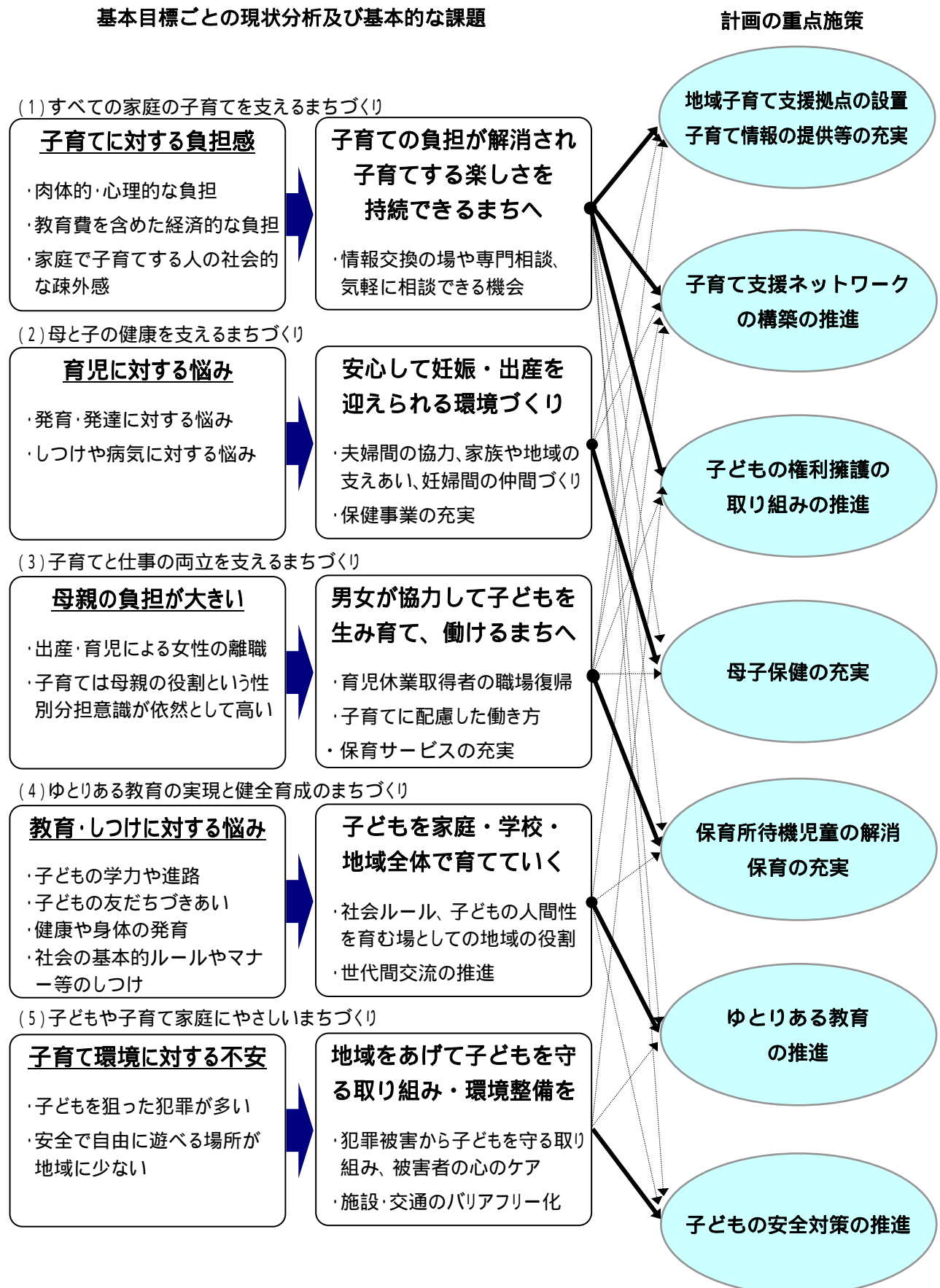
- 1章 子どもの生きる力の育成
  - 確かな学力の定着に向けた取り組みを進めます
  - 豊かな心を育むための取り組みを進めます
  - 健やかな体を育むための取り組みを進めます
  - 安全で信頼される学校づくりへの取り組みを進めます
  - 幼児教育の充実を図ります
- 2章 家庭や地域の教育力の向上
  - 家庭教育への支援を充実します
  - 地域社会における教育力の向上への取り組みを進めます
- 3章 次代の親の育成
- 4章 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

5部 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

- 1章 子育てを支援する生活環境の整備
  - 良質な住宅および良好な居住環境の確保に努めます
  - 安全な道路交通環境の整備を進めます
  - 安全で快適なまちづくりに向けた取り組みを進めます
- 2章 子ども等の安全の確保
  - 子どもの交通安全を確保するための取り組みを進めます
  - 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組みを進めます
  - 被害に遭った子どもへの支援体制の充実を図ります



## 5. 次世代育成支援に関わる西宮市の「現状と課題」及び「計画の重点施策」



## 6. 西宮市が取り組む重点施策と子育て支援サービスの目標事業量

(1) この計画は、次の7項目を重点施策として推進します。

地域子育て支援拠点の設置と子育て情報の提供などの充実を図ります

- ・既存施設の活用による地域子育て支援拠点づくりを進めるとともに、子育て相談などの支援活動や緊急時に子どもを一時的に預けられる制度を充実します。
- ・多岐にわたる子育て情報を一元化し、すべての子育て家庭に必要な情報が届くような総合的な子育て情報誌の発行や、ITを活用した子育て情報発信の充実を図ります。

子育て支援のネットワークの構築を進めます

- ・子育ての悩みを解決し仲間づくりを進めるため、地域関係団体、市民、行政等が連携協力し、子育て支援のネットワーク化の取り組みを進めます。

子どもの権利擁護の取り組みを進めます

- ・児童虐待の予防・防止の取り組みを進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、児童福祉施設での苦情解決制度の充実や第三者評価事業への取り組みを進めます。

母子保健の充実を図ります

- ・子どもの病気や発育・発達に関すること、食事や栄養に関することなどの育児不安の解消に向けた相談・指導體制の充実を図ります。

保育所待機児童の解消と保育の充実を図ります

- ・保育所の待機児童の解消のため引き続き定員の拡大に努めるほか、多様な働き方により生まれた新たなニーズに応えるため、延長保育や休日保育に取り組めます。
- ・平成18年度から本格実施が予定されている総合施設の動向をみながら、公私立の保育所・幼稚園の役割分担などの検討を進めるとともに、保育サービスへの第三者評価事業の実施など保育内容の充実や保育所運営の改善への取り組みを進めます。

ゆとりある教育を進めます

- ・子どもたちの主体的な学習、基礎・基本の確実な定着、地域の教育力の活用などを重視した各学校園の特色ある取り組みを進めるため、「学校サポートにしのみや」の一層の充実を図ります。

子どもの安全対策を推進します

- ・子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、地域住民との協働による見守り体制や、警察など関係機関との連携を図りながら、学校、幼稚園、保育所などでの児童の安全体制の充実に向けた取り組みを進めます。

## (2) 子育て支援サービスの目標事業量 (注. 国に報告する項目)

子育て支援サービス事業	平成16年度 実施事業量	平成21年度 目標事業量
つどいの広場		か所数 2か所
一時保育	か所数 3か所 定員 30人	か所数 12か所 定員 120人
子育てショートステイ	定員 5人	定員 8人
ファミリーサポートセンター	か所数 1か所	か所数 1か所
子育て総合センター (地域子育て支援センター)	か所数 1か所	か所数 1か所
休日保育		か所数 2か所 定員 20人
病後児保育(施設型)		か所数 2か所 定員 6人
通常保育	か所数 42か所 定員 3,824人	か所数 51か所 定員 4,304人
低年齢児保育	定員 1,438人	定員 1,648人
延長保育	か所数 13か所 定員 252人	か所数 22か所 定員 546人
留守家庭児童育成センター	か所数 41か所 定員 2,420人	か所数 41か所 定員 2,600人